様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	老人福祉センターの団体利用許可
根拠条例·規則等名		さいたま市老人福祉センター条例施行規則
条項		第3条第2項
所	管 部 課	福祉局 長寿応援部 高齢福祉課(電話:048-829-1259)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	団体で老人福祉センターを利用しようとする者は、利用 目の7日前までに老人福祉センター団体利用許可書によ り市長に申請する。 市長がその申請を適正と認めたときは、老人福祉センタ ー団体利用許可証を交付する。
	設定等年月日	平成13年5月31日設定 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	即日対応
間	設定等年月日	平成13年5月31日設定 年 月 日最終改正
	備考	